



2016年4月26日

報道関係者各位

東急リバブル株式会社

男性社員の育児両立支援制度を導入 ～「配偶者出産休暇」を新設、育児休業を一部有給化～

東急リバブル株式会社（代表取締役社長：榎真二、本社：東京都渋谷区）は、男性社員の育児両立支援として、配偶者の出産立会いなどで有給休暇を取得できる「配偶者出産休暇」と、失効年次積立休暇を育児休業に振り替えできる制度を導入しましたので、お知らせいたします。

当社はこれまでも、女性社員だけでなく男性社員も利用可能な制度として、事業所内保育所「リバブルキッズルーム」の開設や、休日保育支援手当の支給など、社員の育児両立支援について制度を整備してまいりました。

当社の12歳以下の子をもつ育児中社員は全体の3割に増えており、また、配偶者出産率の増加に伴い、男性社員の育児参画が増えると予想されます。出産に際して社員同士がお祝いできる職場風土、さらに男性社員が育児に参画しやすくするため、このたび新たに2つの制度を導入いたしました。

「配偶者出産休暇」は、配偶者の産前産後期間中、連続5日間の有給休暇を取得できる制度です。配偶者の出産時の病院への付き添いや出産の立会い、第二子誕生の際の第一子の保育などに利用可能です。

また、通常は無給である育児休業については、社員の育児休業取得日数に応じて積立した失効年次休暇を最大60日間まで振り替え、手当を請求できるようになります。

当社では引き続き、社員が男女ともに能力を発揮できる、働きがいのある職場環境づくりに努めてまいります。

以上

— 本件に関するお問い合わせ —
東急リバブル株式会社
経営管理本部 経営企画部 広報課
櫻井・藤田
TEL : 03-3463-3607